

株式会社 TOMONY 行動計画

1. 計画期間 令和6年9月4日～令和11年9月3日（5年間）
2. 目標と取り組み内容

目標1 産休・育児休業制度の社員への周知を徹底する

<対策> 令和6年9月～ 育児休業制度及び取得促進方針を社内に掲載

目標2 育児休業・出生時育児休業取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・・・・取得率を70%以上、平均0.5か月以上

女性社員・・・・・・育児休業取得率70%以上

<対策> 令和6年9月～ 全労働者に対し年に1回以上仕事と育児の両立に関する研修を実施

令和6年9月～ 仕事と家庭の両立に関する相談窓口を設置

令和6年9月～ 育児休業を申し出た従業員に対して職場側、従業員側双方のメリット、要件や期間等の情報提供を行い、休業取得を行う従業員の意向を確認する。

目標3 小学校入学前までの子を持つ社員に対して短時間勤務制度など

育児と仕事の両立の促進

<対策> 令和6年9月～ 従業員が妊娠・出産又は育児休業を申し出た際に個別に以下の制度を設けていることを周知させる

- ・ 短時間勤務制度
- ・ 所定外労働の制限
- ・ 時間外労働の制限
- ・ 深夜業の制限
- ・ 子の看護休暇